

平成29年度業務並びに会務計画

活動基本方針

2016年政府は、所有者不明土地発生の一つの原因とされる相続時の登記未了対策が必要であるとして、「600兆円経済実現に向けて」（いわゆる骨太の方針）でも、地籍整備を含む情報基盤の充実及び相続登記の促進などを行うと閣議決定をしました。私ども静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、これらの政府の方針を受け、社会貢献活動として昨年12月4日に静岡県公共嘱託登記司法書士協会と共催によるシンポジウム「子どもたちの未来と未登記問題」を開催し、広く国民にこれらの問題を周知し、官民が連携をして早期に問題解決すべく提案をいたしました。また、大規模災害等に対し平常時から早期の災害復旧・復興に寄与できる体制づくりの強化にあたり、GNSS測量機の導入をし、電子基準点のみを与点とする2級基準点の設置事業等の公益目的事業の推進をいたしました。

本年度の活動基本方針としましては、引き続き大規模災害等で迅速な復旧・復興の妨げとなってきた未登記問題、地図未整備問題について事業推進を図るとともに、災害に強いまちづくりについての提案をし、官民が一体となった組織・業務提携の働きかけをまいります。

業務活動方針としましては、私ども土地家屋調査士協会は県内全域に社員を有し、土地の法制度や地域の慣習等を熟知した不動産の表示に関する調査・測量及び登記の地域に根ざした専門家集団として、嘱託登記の適正かつ迅速な処理に寄与するためには必要不可欠な組織であることの広報活動に力を注いでまいります。また、境界紛争のない安全で安心な街を、子供や孫の時代までしっかりと残していくためには、社員の知識・情報を集約し、社員がいつでもそれらを引き出すことができるシステムの構築をする必要があります。常に国民から求められる組織であり続けるには、新たな技術習得・研鑽をするとともに、知財の共有化を図り、品質確保の徹底・厳格化を推進してまいります。

本年度も公益目的事業としましては、土地家屋調査士会及び司法書士会並びに公共嘱託登記司法書士協会と連携をはかり、未登記問題、地図未整備問題に関するシンポジウムの開催、出前授業を通じた次世代の人材育成、災害時等の復旧・復興のための基準点設置作業等を通じ、社会が抱えている様々な問題解決に向けた社会貢献活動を積極的に実施してまいります。

事業実施計画

【業務部】

1. WEBGISの管理運用
2. 業務処理システムの管理運用
3. 14条地図作成業務の受託体制強化のための活動
4. 地籍調査事業の受託体制強化のための活動
5. 国土調査法第19条第5項による地図作成業務の支援
6. 狭隘道路整備事業について官公署への提案
7. 官民境界確定補助業務について官公署への提案
8. 各地区における登記測量業務の分離発注方式の支援
9. 未処理案件についての対応
10. 災害復興関連業務についての研究、官公署への提案
11. 地区研修会の企画・支援
12. 新規業務開拓への調査・研究
13. 業務推進室発表会

【総務・経理部】

1. 総会開催に関する準備及び設営
2. 各種会議の開催
 - ・理事会、常任理事会の開催
 - ・地区長会議の開催
3. 顧問税理士との打合せ（毎月）
 - ・毎月の入出金の管理業務
 - ・会計帳簿等のチェック業務
 - ・公益法人会計に関する意見交換
4. 事務局、会務運営について
 - ・職員の執務状況の管理
 - ・会務システム等の運用管理
 - ・予算、決算に関する事項
 - ・職員の雇用
5. 公益法人としての体制強化
 - ・諸規則に関するより一層の研究と運用
 - ・内閣府への報告
6. その他
 - ・社員の入会及び退会に関する事項
 - ・他の部との連携、サポート
 - ・協会組織の再編
 - ・社員証、職員証の発行
 - ・社員名簿の作成

【広報・研修部】

1. 学校への出前授業の開催
2. 官公署PR用クリアファイルの作成
3. 協会広報誌の作成
4. WEBGISへの資料登録
5. ホームページの更新
6. 各種行事の写真撮影、記録
7. 社員向け研修会の開催
8. 新入社員研修会の開催
9. 調査士会との協力連携、行事開催
10. 司法書士協会との協力連携、行事開催
11. 外部研修会への参加

平成29年度 会務計画

1. 会務関係

公嘱協会の事業の執行を円滑適正に遂行するため他組織と次の各種会議を開催する。

- (1) 静岡県土地家屋調査士会との打合会
- (2) 静岡県公共嘱託登記司法書士協会との打合会
- (3) 他府県協会との打合会
- (4) 静岡地方法務局との打合会

2. 組織の整備

- (1) 理事会等の運営合理化
- (2) 事務管理の合理化

3. 会議関係

- (1) 定時社員総会 1回(9月8日)
- (2) 正副理事長会 必要な都度
- (3) 常任理事会 10回程度
- (4) 理事会 7回程度
- (5) 監査会 2回程度
- (6) 各部会及び各委員会 必要な都度
- (7) 各業務推進室会議 必要な都度
- (8) 全国公嘱協会連絡協議会
- (9) 全公連担当者会同
- (10) 関東ブロック協議会

4. 情報に関する事項

- (1) ホームページの充実及びPRパンフレットの内容検討

5. 研修に関する事項

- (1) 公嘱協会社員研修会 2回
- (2) その他研修会 必要な都度